

第14回蒲生干潟自然再生協議会議事要旨

日 時：平成22年12月4日(土)

午後3:00から午後5まで

会 場：中野コミュニティー・センター 大広間(千鳥1)

協議事項

- (1)蒲生干潟自然再生協議会規約の改正について
- (2)第5回管理計画検討部会の開催結果について
- (2)第4回環境教育・市民参加検討部会の開催結果について

報告事項

- (1)七北田川河口部(蒲生地区)環境調査について
- (2)越波防止堤(潟奥海側)工事及びモニタリングの実施について

1 開会

2 会長挨拶

【菊地会長】

本日はお忙しい中、また師走に入りましたが、お集まりいただき誠にありがとうございます。師走に入ったと申しましたが、今回が今年度の最初の協議会です。昨年度は環境教育・市民参加検討部会からは部会の進め方などについて、管理計画検討部会からは干潟利用ルール案について、自然再生施設検討部会からは今年度実施している潟奥越波防止堤についての設計内容及び施工方法について説明いただき、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。

本日の協議事項は、10月20日に開催された第5回管理計画検討部会の開催結果と、11月27日に開催された第4回環境教育・市民参加検討部会の開催結果について、報告する予定となっております。

また、報告事項といたしまして、自然再生施設検討部会から今年度実施しました潟奥越波防止堤工事及びモニタリングの実施状況と、自然再生事業ではございませんが、「七北田川河口部(蒲生地区)環境調査」について宮城県土木部から報告をいただく予定です。

各部会より実施状況の説明がありますので、委員の皆様にはそれぞれの立場から忌憚のない御発言と効率的な会の運営に協力をお願いいたします。

3 協議事項

【菊地会長】

(1)蒲生干潟自然再生協議会規約の改正について事務局から説明願う。

【自然保護課】 資料2により説明

(異議なく了承される)

【菊地会長】

(2)第5回管理計画検討部会の開催結果について説明の前に第13回蒲生干潟自然再生協議会での意見内容について事務局より説明願う。

【自然保護課】 資料3 - 1により説明

【菊地会長】

引き続き

(2)第5回管理計画検討部会の開催結果について管理検討部会郷右近部会長から説明願う。

【郷右近委員】 資料3 - 1、3 - 2、3 - 4、3 - 5、により説明

【上原委員】

腕章の件だが、前回の協議会から大分時間が経過している。予算的な面が決まらず遅れているのか。もう少し迅速にできないものか。一番大事な時期が終わったがいかがか。

【自然保護課】

過去に腕章を作った経緯があり、検討した結果、今年度に対応が可能である。先に説明した、干潟利用ルールが決まってから枚数を確認し対応したい。

【片桐委員】

部会などたびたび欠席して申し訳ない。様々な役職や奉仕活動を行っているため、皆様に大変申し訳なく思っている。私は以前よりこの利用ルールを作り、守る人がいれば何も心配はしなくてよいと言っている。県が早く条例を策定し、厳しく規制しない限りどうにもならないと感じている。

この前の部会でも話をしたが、ここで貝を捕って戻せと言っても、正直、県の職員が堂々と貝を捕っている。大事な所に指定されているとわかっていても、平気で行っている。このような状況でいろいろな項目でルールが書いても仕方がないと思う。この問題は協議会が設立する前から騒いでいた問題である。現在の蒲生干潟は私が小さい頃から比べると正直100分の1である。コアジサシなどは竹丸委員も承知だと思うが、巢を見つけ卵を捨てたりして遊んだものだ。それが今は全くいなくなった。今年も来ることは来たがすぐ戻る状況である。

また、資料の中にある駐車場の件であるが、「決められた場所に止めて下さい。」とあるが、決められた場所とはどこを示しているのか。私でさえわからない。

条例を厳しく制定した方がよい。犬の散歩や砂浜で犬を放すのは鳥に脅威を感じ、飛んで来ない。このような基本的な事を全然検討せず、部会で検討したと言ってもマイナスである。厳しいことを言っているが現実はこうである。その点地元の立場として話している。決して私はこの会に対する反対を言っているつもりではない。誤解しないで聞いてほしい。

【自然保護課】

駐車場は干潟北側の港湾サイドで作った所を示している。

【片桐委員】

実際、その駐車場から蒲生まで来る人はいない。来る人は近くの道路に止めている。交通に支障があるときは警察も来るが、あの駐車場に止めて来る人は私らには考えられない。蒲生に来る人があのような立派な駐車場があることは知らないと思う。あの駐車場の地番では港五丁

目であり干潟の所と地番も違う。あの駐車場から蒲生まで歩いて来る人などこれまで竹丸委員は見たことがあるか。

【竹丸委員】

見たことがない。

【片桐委員】

現実はそのいうこと。これは前からわかっていることだ。

【上原委員】

この資料の地図の中で指定された駐車場がわからない。地図の中にどこにも駐車場という言葉がない。地図の中に入れてらどうか。

【郷右近委員】

先ほどの説明で資料3 - 5の利用導線図(案)の説明をしなかったのでお詫びする。資料を御覧いただきたいが、「砂浜及び干潟周りの歩行は点線のところを歩きましょう。」と図の中に示している。そして「歩行するときはシギ、チドリ、コアジサシ、コクガンの飛来時期は特に注意してください。」とある。これは前回の部会のものを若干修正したものである。次に駐車場であるが、右の赤茶色の点線で囲まれた「海浜利用者駐車場」と書いてあるのが、新たに作った駐車場である。それから図の下に太い赤点線があるが、これは資料3 - 4の1に記入している、図に示したルート以外をこの点線で示している。

【上原委員】

この写真は少し古いもので今と違っている。この写真では車がいっぱい止まっている所が駐車場であると見える。私も勘違いしたが、この写真ではわかりにくい。もう一つは駐車場に止め、海浜以外は歩いてはいけないということだが、新しい津波堤防の上はだめということか。

【郷右近委員】

津波堤防の利用の仕方について、いろいろな事例の話合いがあった。当初は上原委員が言ったように下の赤点線だけでなく、実際は他のルートも慣習的に利用している場合もあり、そこも明示するような意見も出た。最終的に先ほどの文言とこの点線の場所ということになる。実はこの自然再生協議会の利用の中の一番大事なことであり、この蒲生干潟の区域を皆さんに積極的な利用ではなく、理解して現状を知ってもらいたいことが大きな目的として考えている。現在も下の点線である砂浜と上の方の干潟部分の所は観察会などで慣習的に一般の方々も利用している。完全に排除するのは最初から望ましくないと思う。資料もわかりにくいと思っている。

【片桐委員】

説明はよくわかる。当然このようになれば理想的であるが現状はそうでない。私は以前からこのような問題は法的な処置をしないと駄目であると言っている。非常に残念だが、干潟に来て適当にしている人は実際にルールなどはないものだと考えている。ルールよりこの会を通じて県で

条例化してほしい。そうすれば法的に縛れ、自然環境も保持されていくこと。このルール案は理想であり間違いなくゼロに近い。昔から干潟の自然をみているので言っている。ルールを作成し、提示して守られるのであれば、何もこのような協議会はいらない。この点を強く言っている。

【郷右近部会長】

もちろん部会でも片桐委員が言った内容は重々理解した上で5回の会議を段階的に開催している。これを結果的にワンステップと考えていただきたい。今までは何もなかった。それでこの協議会ができ、干潟の状況が基本的に協議会に関わる方々で、まずこれを提示し看板などで示せばステップとなる。今条例なんていうのは会議の性格上、おそらくできないと思う。なので是非これをワンステップとして考えていただきたい。そして次の段階でそのことを議論してやっていく。そして理想的なものとして条例化し、本当の意味で規制という概念も必ず入っていく。1年に何人がどの程度入るとか入らないとか。そういう議論はもう1つワンステップ上の議論だと思う。このように私は理解している。

【片桐委員】

私は自然再生協議会設立当時から言っている。条例化しなければ絶対だめだと。それに対し各委員又は県の職員は早急にやろうとしなかった。いつももう少し様子を見ろと言っている。ワンステップ、ツーステップと言っても、これが毎年、環境を悪くしているのが事実なので言っている。実際は竹丸委員もよくわかっていると思うが、非常に手ぬるい。また、先日の部会で環境局に予算がゼロであるにも関わらず、この事業はどうするかと聞いたところ環境局では今から環境省に言って、予算を確保したいと話している。これでは正直話にならないと思う。このようなことも県と一緒に協議会に提案し、一日も早く条例化してこれと併行して進めていくな話わかる。何度も言っているが何も対策をしていない。

【菊地会長】

条例の件については県で考えてもらうことで、本日の議題は利用ルールであるので、それについて解決したい。

【片桐委員】

何もこのルールはあってもよい。しかしこのままでは絶対守らない。

【菊地会長】

今日の議題はこのルールなので。県の方で何かあるか。

【事務局(自然保護課)】

条例については、私が自然保護課に来て2年目であるが、私の前任、前々人のころから立入禁止ができるかどうかの検討と議論は当然なされていた。河川区域と海岸区域は一般的には自由利用が原則である。そこでこの場所に対し立入規制などの強い規制をかける条例を策定するのは難しいと聞いている。私の理解として、条例等の規制がすぐにはできないのでこの利用ルールを作ることになったと理解している。また、この蒲生については国設の鳥獣保護区、特別保護

地区であるが、この鳥獣保護法でも立入規制、立入禁止などの規制は難しいという環境省の考えもあるようだ。県の考えは以上である。条例で禁止しなければ効果はあがないという意見は我々も感じるころはあるが、立入規制という強い規制の策定ができるかどうかの結論はまだできていない。手ぬるいと言われて辛い所はあるが、以上のような状況である。

【片桐委員】

特別保護地区などの指定は大分前から受けており、これに対する法的な根拠はあるのか。そうであれば法律の第何条の何に該当するという事など当時から調べていたのか。全然、法的、特別保護区に立入規制のことがあると思うが、それについて全然私らにいまだに報告がない。このようなことは文章をもって第何条の何にこのように載っているとすればよいのだが、自然再生協議会発足時から言っているが何にも結果が出ず報告されていない。法的なものであれば、それを示してほしい。そうすれば我々もその上で法的にどうか検討し、次のことも考えられる。これはできるか。

【菊地会長】

片桐委員、悪いが今日はこの利用ルールに対しての議題をやろうとしている。

【片桐委員】

ルールはそれでいい。ただ実際は違うということを行っている。

【菊地会長】

皆さんもおそらくこれでどうかと同じように思っている。まずはルールを策定し提示するところから始めたいと思う。

【田中副会長】

先ほど片桐委員から地元の人でさえ駐車場はわからないとのことであるが、このようなことをどのように周知して外から見える形にするかが重要なポイントである。部会では蒲生に初めて来る人に具体的にどのように周知する方法を決めたのか。例えばホームページや印刷物、または看板という話もあったが、そのへんはいかがか。

【郷右近委員】

部会で考えた一つは看板の設置を考えている。場所は資料3 - 5にある右下の海浜利用者駐車場の降口がある所に地図を入れ、はっきりと明示した形で設置したい。予算的なこともあるので事務局から説明を補足願いたい。

もう一つは、何らかのパンフレットの的なものを作りたいと思っている。

【事務局：東北環境事務所】

今、郷右近部会長の話に補足すると看板設置の予算はこれからである。このためはっきりしたことは申し上げれないが、設置場所は駐車場から降りる所に一か所と、もう一つは日和山の所に設置したいと部会で話が出ていた。従って、事務局ではその2か所に設置したいと思っている。

それと先ほど上原委員から堤防の上を歩くことができないのかという質問があったが、ここは当然歩くことができるので、あえてルートとして示していない。省略したということで理解いただきたい。

【上原委員】

この地図を見ると赤い線の所しか行けないという感じになっている。当然行けると言われても非常に後ろめたさを感じながら通ると思う。それと駐車場から堤防に歩いて行く道はあるのか。奥の方から堤防の方へ歩く道はあると思うが、なぜこのようになったのか。鳥に対し良くないということか。なぜ、奥の所にルートを示さないのか。堤防に行きたくても知らない人は道がわからないので行けないと思う。

【事務局：自然保護課】

歩行ルートについては前回の協議会資料では赤いラインが2本あった。海側と津波堤防の上の2か所を示していた。その後、堤防の上は既に舗装され、誰でも歩くことができるのでわざわざ示さなくてもいいのでは、ということで削除されたと聞いている。

もう一つは駐車場から日和山に行く方法は公道では遠回りとなるが、現在のバス通りの方から入るような形になる。

【上原委員】

公園みたいな緑地帯があり、道があるように見えるがそこはだめなのか。

【事務局：自然保護課】

この場所は前回の管理計画検討部会で話があった。現地をみると通れる幅が約70～80センチしかなく、法面になっている。また、勾配が2割から3割ある箇所もあり笹やぶもある。ここを指定し通すことは問題がある。自由に通る分には港湾区域であり問題はない。しかし、協議会でこの通路を示すことはできないと考えている。また、夏場は草がのび通れない状況でもある。

【上原委員】

私が言っているのは、このルートから堤防に行けるように整備をした方がよいという意味である。駐車場は日和山にない。干潟が一番見えるは堤防の上である。海岸の下がった赤線の所から鳥は見えない。高い所から見た方がよく見えると皆思うのではないか。駐車場が1か所しかなく、堤防の上までどこを歩くのか。先ほどのルートを危険のないように歩きやすく整備されたいと思う。

【熊谷委員】

前に導流堤のルートを示す議論の時に導流堤は通路ではなく、危険であるということがあった。今回もまったく同じだと思う。先ほど上原委員が示されたルートは人間が通る道路としてはあまり適していない。それを推奨ルートとして整備してよいのかという問題がある。さらに、人から鳥がよく見えるルートは、鳥からも人が見えるということで野生動物にとっては大きな脅威になる。現在でも堤防の上のルートを人や自転車、バイクが通っており、かなりの脅威になっている。目

隠しも全く設置されていないので野鳥を観察する通路とはいえない。これらのことを考慮して、できるだけ動物に影響を与えない区域に赤線が引かれているのだと思う。現状では不便だががまんしてここを利用し、必要なときは人は静かに通るなどのマナーが必要であり、あえて道を切り開いて人に便利ようにして鳥を見やすくすることには反対である。

また、看板やルール作成の原案に賛成である。これまで何度も議論を重ね、苦労され、決められていなかったことを、このような形で文章化されたことに敬意を表したい。看板を立ててそれで終わりでは問題だが、看板があることによりそれを使って注意もできる。また、腕章も是非、用意してほしい。片桐委員が言われるように条例の制定については、私も竹丸委員も随分前から制定しなければ蒲生はだめになると言い続けている。過去に、新聞に条例制定検討の記事が掲載され、私たちも期待したが、だめになった経緯がある。その後数回、先ほどのような説明を受けているがしっくりこない。私だけでなく、多くの委員が条例は必要であると思っているのではないか。法律で制定する難しさは理解はできるが、では、他県のほかの地域はどうだろうか。同じような特別保護地区の谷津干潟は人が入れないような条例を制定している。同じような例を調べ、それと同じようにできないか検討すべきである。、自然が豊かな東北はそういう意味で自然保護や環境保全は遅れがちである。気づいたときには手遅れとなっていることが多い。やはり条例の制定は諦めず、毎回議題に出し、何故だめなのか、あるいは条例の制定に近づける努力、またはできなくても同じような形で守れるようなルールを徹底するなどの方策を今後も検討していただきたい。

【菊地会長】

いろいろ意見があるようだが、順応的な管理をするということもあるので差し当たりこの案で決めたいと思う。

【菊地会長】

(4) 第4回環境教育・市民参加検討部会の開催結果について熊谷部会長より説明願う。

【熊谷委員】 資料4により説明

【事務局：仙台市】資料詳細について説明

【片桐委員】

当初、部会は発足当時なかった。それが途中から部会ができた。仙台市の環境局職員は事務局がきて本当に困っていると言っていた。予算が全く無く仕事だけで何をするにもどうにもならないと言っていた。今回もアンケートをするが、その用紙代もない。これから予算を環境省にお願いし、もし確保された場合には早速やるという回答であった。これでは泥棒が入って縄うちする騒ぎではない。自然保護課でこのような予算を市に流通できないのか確認したが責任のある者がいなかったの、うやむやになった。今の環境局長は前に宮城野区長をしていた。当時この蒲生に来たときは、市でも何らかの事業を考えなければならないと言っていた。今は環境局長になり、このような場合に市と県の連絡調整はやっているのかどうか確認したい。責任のある回答をお願いしたい。

【事務局：自然保護課】

予算に関しては現在、自然環境の保全の施設整備費としてハード面の予算をいただいている。今回仙台市で行うアンケート費は環境省で予算を確保する。

【片桐委員】

それはわかっている。しかし、確保できるかどうか分からないと言っている。

【事務局：東北環境事務所】

予算の段取りが年度途中になったこともあり、少し遅れた。しかし、予算確保の目処は立っている。したがってあと残り4か月でやることはきついが、実施することになる。

【片桐委員】

段取りはできているということだが、大丈夫だとはっきり言ってほしい。一日も早くアンケートをやらないとできなくなる。はっきり来年度中にできますっという回答がほしい。

【事務局：東北環境事務所】

今年度22年度中の予算でやることになる。仙台市と環境事務所で連携し準備している。

【片桐委員】

この前の部会でこのような回答がなかった。

【事務局：仙台市】

環境省の方で予算を確保し実施する予定である。我々の説明が中途半端だった。今、環境省から説明があった形で、年度内の実施する予定である。

【片桐委員】

了解した。あのときに説明を受ければ何も心配はしなかった。

4 報告事項

七北田川河口部(蒲生地区)環境調査について

【仙台土木事務所】 資料-5により説明。

【片桐委員】

今、柳沼さんから説明があった。今年4月に蒲生町内会の総会の席で、せっかく綺麗な堤防を作ってもらったが、汚い網を何でぶら下げているのか質問があった。私はそれに回答できなかった。柳沼さんに確認したところ、そのときから私は頭が下がる思いでいた。この研究はおそらく論文報告したら博士でもなれるようなすごいものである。私はその場所で言ったことがある。研究するのもよいが月夜の晩に来て確認していたので、家庭を犠牲にしては駄目だと。家庭も大事に考えてほしいと言っても、その職務を果たすために努力していた。恐らく県職員の中でナンバー3に入るぐらいの熱意があり、このような資料ができているということを皆さんに報告する。

【熊谷委員】

私も感想文を寄せられた方と全く同じ感想を持ち、本当に素晴らしいと思った。昨年反省点を踏まえ、一歩進んだ形で保護対策が示せたと思う。この目で産卵シーンも確認している。しかし、いくつか問題点があるので指摘したい。一つはアカテガニの産卵はある程度大丈夫な状態になったが、前回か前々回に鈴木孝男委員からご指摘があったように、海から干潟に帰ってきたカニの幼生が、再び松林に戻ることができるかどうかの確認がされていないこと。そのモニタリング調査をする必要があり、カニの復帰が確認されて初めて、人間が分断した生態系を修復・補償した成功例になると思う。もう一つは使用した網の耐久性とメンテナンスの問題である。十分に検討されて網の材質を選んだと思うが、この事業の予算は津波対策事業の一環で出ており、自然再生事業として予算化されているものではない。来年、再来年と網が壊れ、又は別の場所への設置などメンテナンスや新たな作業が必要なときに、今回と同じように津波対策事業という形で土木事務所でやってくれるのか。または毎年予算化し、モニタリング等できるのか、あるいはこの自然再生事業として予算化できるのか。今までも予算が無い再生事業であるので、この辺を確認したい。今年は大丈夫だが来年はだめだとなると困るので見通しと対策をお聞きしたい。

【仙台土木事務所】

今、答えられるところでお話する。昨年の麻布はすぐに腐れた。今年は事前の調査を踏まえ、網を選定した。メーカーのカタログ仕様には一応10年間と書いてある。イメージすると畑で使う防風ネットである。パラペットに沿わせているので、長持ちしそうな感じがする。

いたずらで煙草を付けられたり、カッターで切られたりすると弱いですが、この材質は穴が空いたからといって、そこから大きく壊れることはないでしょう。

今後、特別蒲生地区については、予算はつかないでしょう。今後対応が必要な場合は、七北田川全体の管理費で行うことになる。網の壊れ方にもよるが、多少壊れていてもカニは登る。取り付けは簡単にできるようにしてあるので、機能しなくなった場合など、交換が必要となった場合は対応したい。今答えられる範囲はこんなところである。

【熊谷委員】

是非、そのへんのところをはっきりとお願いしたい。

【仙台土木事務所】

七北田川は45kmあり、毎年補修する箇所は年により違う。堤防整備のフォローアップとしては一端ここで完結したい。今後は七北田川の管理の一環という形で対応したい。御了承願いたい。

【熊谷委員】

十分理解しているが、何となくあやふやになってくると思う。生態系を分断したときの補償としては成功例であり、全国に発信してよいくらいである。恥ずかしくないように県又は事務局の方でも考えていただき、絶えず土木事務所と連携し、壊れたら直すとかの対応を今後もお願いしたい。

【郷右近委員】

植物のシロダモの件だが、植えた所を見てこれはちょっと無理だと思った。シロダモは暖地系の植物で宮城県が北限である。一番多いのが松島湾あたりが限界で宮城県の自生を大事にすべきである。幼木は特に日陰で生育するので直接日が当たる場所に栽植すると難しい。もう一つは冬風であり、防風をしないといけない。この二つを工夫してほしい。もし、再度移植をするような場合は検討してほしい。

【仙台土木事務所】

結果的に計画が甘かったと思う。私も枯れた状況を見て風と日当たりが問題だと感じた。幸いにも自生地が生えているので、これでフォローアップとしては終わりということをお願いしたい。

【菊地会長】

(2)越波防止堤(瀧奥海側)工事及びモニタリングの実施について事務局より説明願う。

【事務局:自然保護課】 資料6-1、6-2により説明

【片桐委員】

このような件も、以前は県で工事をすると住民から不満がでていた。例えばだが、現在の導流堤の中に水門が二つある。その水門を作った後に大学の先生の影響で作り直し無駄金を使っていた。こういうことを住民に知らせていなかった。しかし、今の仙台土木事務所になったときから、地域住民だけでもよいので回覧を回してほしいと要望した。今は必ず業者が工事を始める前に回覧をしている。このため、ここ数年は苦情がきていない。これは仙台土木事務所の職員が周知したことにより住民の理解を得たものとして捉えている。これからもお願いしたい。

5 その他

【菊地会長】

来年度の蒲生干潟自然再生協議会と各検討部会の予定について事務局から説明願う。

【事務局(自然保護課)】

全体の協議会については、年度内にもう一度できれば開催したい。自然再生施設検討部会は担当から話したが、モニタリング調査が3月いっぱいまでかかる予定である。次の施設整備についてはこのモニタリング調査がまとまってからになる。来年度になってから検討することになる。

【事務局(環境省東北地方環境事務所)】

管理計画検討部会については、郷右近部会長のもと平成19年6月から今まで5回実施してきた。この協議会で利用ルールについて説明し、いろいろな意見をいただいたが、この案のとおり実施してみることになったので、今後の部会開催については当面予定はしていない。

【事務局(仙台市)】

環境教育・市民参加検討部会については、先ほど説明したとおり、アンケートを実施することになる。このアンケート結果を報告するという形で第5回の部会を検討している。アンケートの進

捗状況によるが、できれば年度内に開催したいと考えている。

【竹丸委員】

私から施設検討部会へ提案がある。今度新しい駐車場ができたが広大な面積である。この駐車場に雨が降った後に雨水が側溝を伝わり排水されている。この雨水を干潟の奥の入り江に流してほしい。要するに淡水を補給するため、かなりの広い面積であり水量がある。現在の側溝は両側にあるが、駐車場から向かって左側の側溝はかなりの水量が流れている。その水の全部を排水溝に流すのではなく、干潟の奥の葦原の所に淡水として活用することが可能だと思う。要するに2本の側溝があるので右側の側溝も左側に合わせて流せばよいと思う。雨水の活用について施設検討部会で検討してほしい。

もう一つは蒲生は環境省より鳥類観測蒲生2級ステーションとして設置されている。私が渡り鳥の鳥類に足輪をつけ放す調査を実施している。夏鳥であるシギ、チドリは干潟で実施した。秋の小鳥は10月19日から11月30日まで42日間において11回実施した。主に雀くらいの鳥でオオジュリンという鳥が6割で総数519羽を放鳥することができた。その中でわかったのが小鳥類が蒲生の上を通過していることがわかった。一番北から飛んで来たのが10月6日に釧路湿原で放鳥したものが24日後に蒲生で回収した。次は青森県の下北半島、三沢市の仏沼で放鳥したものであった。また南は千葉県由市川や成田で放鳥したものがそれぞれ蒲生で回収している。一番南は兵庫県の豊岡市で2009年11月9日に放鳥したもので蒲生で10月30日に回収している。この期間は11か月22日である。要するに蒲生の上空はシギやチドリだけでなく、小鳥類も渡りのコースとして利用されていることが今年の調査でわかったことを報告する。

【事務局：自然保護課】

現在どのような流末になっているか、それから排水が干潟に入ることによる影響もあると思うので、部会で検討してみたいと思う。

6 閉会

【田中副会長】

本日は開始時間が遅い時間ということもあり、私自身、現場を見る時間が取れ幸이었다。皆様も御承知のとおり昨日に洪水があり、私が見た感じでは既存の構造物や越波防止堤は効果を示していたと思った。これからモニタリングも実施するので、今後も報告をいただきたい。この自然再生協議会ではハード的なものが先行しているが、今回は管理計画部会と環境教育部会の報告をいただいた。これは大きな進展だと感じている。特に管理計画については、いろいろな意見が出る中で課題もあったが利用ルールを作ったことで、これから踏み出していくことになる。各協議会委員からますます協力を得ながら進めていく必要があると考えているので、今後ともよろしく願いたい。